

令和3年度（2021年度） 放課後児童クラブ入室案内

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後及び学校長期休業期間の適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。市の事業として市内の全小学校区に設置されています。

【入室要件】

草加市内の小学校に就学又は市内在住の児童で、保護者及び同居の方が就労等により放課後等において児童の保育を必要とするもの（週2日以上保育を必要とするもの）

- (1) 就労の場合の要件 午後3時以降の帰宅、1日6時間以上（休憩時間を含む拘束時間）
かつ日曜日を除きおおむね週4日以上就労
- (2) 就労以外の要件 2ページ参照

※ 放課後の保育が必要な児童を対象としているため、夏休み等の学校長期休業期間のみの利用はできません。

入室申込受付期間

【令和3年（2021年）4月入室希望者】

1 郵送受付

期間：令和2年（2020年）10月16日（金）～11月19日（木） ※ 消印有効

宛先：〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号

草加市役所 子ども育成課 児童クラブ係 宛て

※ 郵送した記録が残るよう特定記録郵便（郵便料は自己負担）をお願いします。

2 会場受付

期間：令和2年（2020年）11月22日（日）～11月27日（金）

※日・祝も受け付けます。

時間：午前9時～午後5時

会場：草加市立中央公民館 1階 ギャラリー

【令和3年（2021年）5月以降の入室希望者】

期 間：入室希望月の前月の15日まで（土日祝日に当たる場合は次の平日）

申込先：草加市役所 第二庁舎2階 子ども育成課 窓口

時 間：平日の午前8時30分～午後5時

※ 入室申込書の記入方法等につきましては、「令和3年度（2021年度）草加市児童クラブ入室申込書記入ガイド」をご確認ください。市ホームページにも掲載しております。

【お問い合わせ先】

草加市子ども未来部子ども育成課児童クラブ係

電 話 048-922-1448（直通）

FAX 048-922-3274

1 児童クラブの概要

(1) 開室日

月曜日から土曜日まで（祝休日・年末年始を除く。）

※ 日曜日は休室となります。

※ 原則として、保護者等が休暇等により児童の保育が可能な日や、感染症（新型コロナウイルス等）により学校が休校又は学級閉鎖等になった場合は、児童クラブでは児童をお預かりできません。また、災害などにより臨時に児童クラブを休室することがあります。

(2) 保育時間

- ・ 学校のある平日・・・放課後～午後7時（午後6時以降は延長保育）
- ・ 学校の長期休業期間の平日・・・午前8時～午後7時（午後6時以降は延長保育）
- ・ 土曜日・・・午前8時～午後6時

(3) 保育料

- ・ 通常保育料・・・月額8,800円
- ・ 延長保育料・・・月額2,500円
- ※ その他、特別な事業（遠足やお楽しみ会等）を実施する際には実費をご負担いただくことがあります。

(4) 常設児童クラブ一覧（令和2年（2020年）10月現在）

運営	児童クラブ（対象小学校）	所在地	電話・FAX	定員
直営	住吉児童館児童クラブ(草加小)	住吉2-2-8(住吉児童館内)	電話 928-5736/FAX 922-1804	90
	栄児童クラブ(栄小)	松原1-3-2(小学校内)	電話・FAX 943-1255	105
	新栄児童クラブ(新栄小)	新栄4-959(小学校内)	電話・FAX 943-3481	70
	高砂児童クラブ(高砂小)	中央1-2-5(小学校内)	電話・FAX 922-0674	120
指定管理	西町児童クラブ(西町小)	西町270(小学校内)	電話・FAX 927-9170	105
	花栗南児童クラブ(花栗南小)	花栗4-3-1(小学校内)	電話・FAX 943-8802	70
	氷川児童クラブ(氷川小)	氷川町448(小学校内)	電話・FAX 929-2877	70
	松原児童クラブ(松原小)	松原4-2-1(小学校内)	電話・FAX 941-3024	70
	谷塚児童クラブ(谷塚小)	谷塚仲町440(小学校内)	電話・FAX 927-3770	80
委託	青柳児童クラブ(青柳小)	青柳3-17-1(小学校内)	電話・FAX 931-0629	70
	稲荷児童クラブ(稲荷小)	稲荷5-11-1(小学校内)	電話・FAX 931-9279	70
	川柳児童クラブ(川柳小)	青柳7-27-30(小学校内)	電話 936-0265/FAX 954-6450	80
	小山児童クラブ(小山小)	小山2-8-1(小学校内)	電話・FAX 942-4131	70
	新田児童クラブ(新田小)	旭町6-12-11(小学校内)	電話・FAX 941-5403	70
	清門児童クラブ(清門小)	清門3-37-1(小学校内)	電話・FAX 941-9617	110
	瀬崎児童クラブ(瀬崎小)	瀬崎2-32-1(小学校内)	電話・FAX 927-0448	70
	長栄児童クラブ(長栄小)	長栄1-762(小学校内)	電話・FAX 942-9360	70
	新里児童クラブ(新里小)	新里町759(小学校内)	電話・FAX 928-7361	70
	八幡児童クラブ(八幡小)	八幡町65(小学校内)	電話 936-2160/FAX 951-7742	105
	八幡北児童クラブ(八幡北小)	八幡町1148(小学校内)	電話・FAX 936-9780	70
	両新田児童クラブ(両新田小)	両新田西町55(小学校内)	電話・FAX 924-9090	70

児童クラブの運営は、3つの形態（直営・指定管理・委託※）がありますが、市が実施主体となり、すべての児童クラブで同一のサービス（保育時間・保育料等）を提供しています。

指定管理・委託については社会福祉法人草加市社会福祉協議会（電話924-8722）が運営しています。

※ 指定管理…公の施設の管理運営を、市が指定する者（指定管理者）によって行う制度です。

指定期間は5年間が標準となっており、指定管理者は、原則公募により選定を行います。

※ 委託…市の事業を民間団体等に委ね、運営等を行うものです。12の児童クラブについては、立ち上げの経緯や、事業の特殊性・専門性から、社会福祉法人草加市社会福祉協議会に委託をしています。

2 申込手続等

(1) 申込方法

入室申込受付期間に必要な書類（下表参照）を提出してください。入室申込受付期間は表紙に記載してあります。なお、**入室する児童の同伴は必要ありません。**

申込みができるのは、児童が就学する小学校区を対象とした児童クラブです。事情により就学する小学校が決まっていない方又は私立の小学校等に就学する方は、申込時に必ずご相談ください。

【必須書類】

ア 児童クラブ入室申込書（児童1名につき1枚）

イ 稼働証明書等保育を必要とすることを証明する書類（世帯で1組）…本ページ(2)参照

【該当者、希望者のみの提出書類】

ウ 児童クラブ保育料減額・免除申請書（児童1名につき1枚）…3ページ(3)参照

エ 入室対象児童の障がい等に係る申出書（該当する児童1名につき1枚）…4ページ(4)参照

オ 同居家族の障がい、介護等に係る申出書（該当者ごと。世帯で1組）…4ページ(5)参照

(2) 保育を必要とすることを証明する書類について

児童と同居している18歳以上64歳以下（昭和31年4月2日～平成15年3月31日生まれ）の方については、次のとおり保育を必要とすることを証明する書類の提出が必要です。（※申込時に高校3年生の方は書類が不要ですが令和3年(2021年)4月以降に状況を確認させていただくことがあります。）

なお、児童の父又は母が単身赴任等で別居している場合にも書類の提出が必要です。

保育が必要な理由	必要な書類
就労している方 次の項目ごとに全ての要件を満たす必要があります。 【日中のみの就労の場合】 ① 午後3時以降の帰宅 ② 1日6時間以上の就労（休憩時間を含む拘束時間） ③ 日曜日を除いておおむね週4日以上就労 【夜間・昼間の勤務が混在する就労の場合】 ① 1日6時間以上の就労（休憩時間を含む拘束時間） ② 曜日に関わらず週4日以上就労 ※「夜間・昼間の勤務が混在する就労」とは、週1回以上夜間勤務がある就労形態を指します。	・稼働証明書（就労先で証明を受けたもの） ・変則勤務等により、稼働証明書への就労状況の記載が困難な場合は直近1か月分のシフト表（稼働時間、就労日数が分かるもの）も添付
就労を予定している方 →入室希望月までに就労を開始する方	就労予定書 ※ 入室後に稼働証明書の提出が必要です。
入室希望月時点で出産の前後2ヶ月の方 →出産の前後2か月のみ利用の方	・出産、育児休業に係る入室期間に関する申出書 ・出産予定の方は、出産予定日の分かるもの（母子手帳等）の写し
入室希望月時点で育児休業中の方 →1歳の誕生月末までに復帰見込みの方	
要介護・病気・けが・心身に障がいのある方 →上記の理由により児童の保育が困難な方	【児童の父・母の場合】 概ね1年以内の医師の診断書（対象児童の保育が必要であることが記載されているもの） ※ 常時入院や臥床状態など、病気、けが、障がいが著しく重度で、早期の状況回復が見込めない場合については、担当までご相談ください。 【児童の父・母以外の同居家族の場合】 ・申込書に状況を記載 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証（以下「各手帳等」といいます。）、診断書の写し等要介護・病気・けが・心身に障がいがあることが確認できるもの（各手帳等を所持している場合は提出不要（転入予定者を除く。））
ご家族の介護をしている方 →就労の要件と同等の時間を介護に要している方	・介護申立書 ・各手帳等、診断書の写し等被介護者が要介護状態であることが確認できるもの（被介護者が児童と同居しており、かつ、各手帳等を所持している場合は、提出不要（転入予定者を除く。））
学生の方 →就労と同等の時間を学校で過ごす方 ※ 趣味、カルチャースクールを除きます。 ※ 始業前、放課後の自習は含みません。	【児童の父・母の場合】 ・学生証の写し ・カリキュラム表の写し 【児童の父・母以外の同居家族の場合】 ・学生証の写し

(3) 保育料の減額・免除制度

次の区分に該当する世帯は、申請により保育料が減額又は免除されます。減額又は免除を希望される方は、児童クラブ保育料減額・免除申請書を提出してください。

減額免除の認定期間は、次のとおり年度に2回（4月～8月、9月～翌3月）あり、その都度、申請書の提出が必要となります。なお、申請時期については、原則入室申込時と同時になりますが、4月から6月までの間に入室し、7月以降も引き続き入室している方の9月～翌3月の申請時期については、別途ご案内します。

世帯の区分	減額・免除の区分	認定期間①	認定期間②
		4月～8月	9月～翌3月
① 児童扶養手当の支給認定を受けている世帯	減額（1/2）	直近の認定状況	
② 生活困窮世帯（生活保護基準の1.3倍の所得水準を下回る世帯）を理由に草加市の就学援助制度の認定を受けている世帯		令和2年度(2020年度)の認定状況 ※1	令和3年度(2021年)の認定状況
③ 住民税が非課税の世帯	免除	令和2年度(2020年度)の課税状況 ※2	令和3年度(2021年)の課税状況 ※3
④ 生活保護法による生活扶助を受けている世帯		直近の状況	
⑤ ①～④の世帯に準じる世帯と認められた世帯			
⑥ 災害等により保育料の支払が困難な世帯			

注1 同居人、生計を一にする父母(単身赴任者等を含む。)は同一世帯とみなします。

注2 世帯の区分に該当することが確認できる書類の提出をお願いすることがあります。

注3 その他、年度の途中において、新たに減額免除の対象となる場合（対象でなくなった場合）は、別途、減額免除の申請（減額免除事由変更申請又は減額免除事由消滅届出）が必要になりますので、速やかに担当までご相談ください

※1 新1年生で4月～8月認定には、就学援助制度に基づく生活困窮世帯の所得水準に基づき、令和2年度(2020年度)の状況で認定します。令和2年(2020年)1月1日時点で草加市外に居住していた方は、令和2年(2020年)1月1日時点で居住していた市区町村の課税（非課税）証明書（全世帯員）を提出していただく必要があります。

新2年生以上で令和3年(2021年)2月1日以降に転入してきた方の4月～8月の認定には、就学援助制度に基づく生活困窮世帯の所得水準に基づき、令和2年度(2020年度)の状況で認定します。令和2年(2020年)1月1日時点で草加市外に居住していた方は、令和2年(2020年)1月1日時点で居住していた市区町村の課税（非課税）証明書（全世帯員）を提出していただく必要があります。

※2 令和2年(2020年)1月1日時点で草加市外に居住していた方の4月～8月認定については、令和2年(2020年)1月1日時点で居住していた市区町村の令和2年度(2020年度)非課税証明書（全世帯員）を提出していただく必要があります。

※3 令和3年(2021年)1月1日時点で草加市外に居住していた方の9月～翌3月認定については、令和3年(2021年)1月1日時点で居住していた市区町村の令和3年度(2021年度)非課税証明書（全世帯員）を提出していただく必要があります。。

(4) 心身の障がいや発達に心配がある児童の入室について

入室対象の児童について、心身の障がいや発達に心配がある場合は、次の諸事項をご確認いただき、必ず入室申込時に申し出てください。

なお、申出に際しては、申込書のほか、「入室対象児童の障がい等に係る申出書」の提出が必要になります。

ア 心身の障がいや発達に心配がある児童とは

次の障がい等に該当する児童

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳を所持している児童
- ② 特別児童扶養手当を受給している児童
- ③ 特別支援学校又は特別支援学級に通学している（通学見込みを含む。）児童
- ④ 医師、児童相談所等の公的機関の意見等により上記の児童と同等の状態にあると認められる児童
- ⑤ その他これらに類すると認められる児童

イ 入室に係る相談と事前面談等について

児童クラブでは、障がい等の有無にかかわらず、集団保育を基本としています。そのため、心身の障がいや発達に心配がある場合、児童を安全にお預かりするため、児童の心身の状況、保育方法、施設の状況等を考慮し、入室の適否について保護者と相談をさせていただくこととしています。

申込後に児童の学校や保育園等での様子の確認や児童クラブでの事前面談を実施させていただきますので、あらかじめご了承ください。

ウ 障がい等に係る確認等について

障害者手帳の所持や特別支援学級への通学など、市役所内部で確認できる情報については、申込時に同意をいただき、担当で確認させていただきます。

市役所の関係機関に障がい等でかかわったことがない児童、転入予定の方等で本市で障がい等の状況が把握できない方については、障がい等に係る証明書類（診断書等）の提出をお願いする場合があります。

エ 選考に係る優先的取扱い

入室に適しているとなった場合、入室希望児童数の定員超過等による入室承諾・保留を選考によって決することとなる際に、希望により、選考の優先的取扱いをすることができます。詳しくは5ページをご参照ください。

(5) 同居家族で心身に障がいがある、要介護状態である場合等の選考時の加点について

入室対象児童の同居家族について、心身に一定の障がいや、一定の要介護度の認定を受けている方などがいる場合、その旨を別紙「同居家族の障がい、介護等に係る申出書」により申し出たときは、入室希望児童数の定員超過等により入室承諾・保留を選考によって決することとなる際に、障がい等がある同居家族1人ごとに、入室選考基準表において加点します。

同居家族で心身に障がいがある方、要介護状態である方などがいる場合で、かつ、選考時に加点を希望する方（申出は任意です。）は、次の諸事項をご確認いただき、入室申込時に申し出てください。

なお、申出に際しては、申込書のほか、障がい等がある同居家族1人ごとに「同居家族の障がい、介護等に係る申出書」の提出が必要になります。

ア 心身の障がい、要介護状態とは

次のいずれかに該当する場合、加点の対象となります。

- ① 身体障害者手帳1級又は2級を所持
- ② 療育手帳A、A又はBを所持（これらに相当する県外発行の手帳等級を含む。）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持
- ④ 要介護度3以上の認定
- ⑤ 特別支援学校又は特別支援学級に通学
- ⑥ 18歳未満で障がい、発達を支援する行政福祉サービスを利用
- ⑦ その他これらに類すると認められる状態

イ 障がい、介護等に係る確認等について

障害者手帳の所持、要介護状態など、市役所内部で確認できる情報については、申込時に同意をいただき、担当で確認させていただきます。

市役所の福祉関係機関に障がい、介護、発達支援等にかかわったことがない方、転入予定の方など、市役所で障がい、介護等の状況が把握できない方につきましては、障がい、介護等の状態を証明する書類（手帳や認定証の写し、診断書等）の提出が必要になります。

3 入室審査・選考

児童の学年、保護者等の就労状況や世帯構成等を考慮して入室審査・選考を行います。
児童クラブ入室の申込みをされた場合でも、申込状況や入室状況によっては、入室をお待ちいただく場合（入室保留）もございますので、あらかじめご了承ください。

－選考の順位－

選考では、入室の優先順位を次の区分に分け、(1)の区分から順番で入室を決定します。

原則として定員を超える申込みがあった場合は、定員を超えた区分の児童について、児童クラブ入室基準表（7ページ参照）により、指数の高い児童から順に入室を決定します。

【優先順位の区分】

- (1) 1年生 → (2) 2年生 → (3) 心身に障がい等のある3年生から6年生まで（希望により）
→ (4) 3年生 → (5) 4年生 → (6) 5年生 → (7) 6年生

【入室選考例】

70人定員に対し、80人の申込みがあった場合の選考手順

内訳：① 1年生25人、② 2年生20人、③ 心身に障がい等のある3～6年生2人、④ 3年生15人、⑤ 4年生10人、
⑥ 5年生5人、⑦ 6年生3人

① 1年生：[申込み25人／定員70人] ⇒全員入室

② 2年生：[申込み20人（累計45人）／定員70人] ⇒全員入室

③ 心身に障がい等のある3～6年生：[申込み2人（累計47人）／定員70人] ⇒全員入室

④ 3年生：[申込み15人（累計62人）／定員70人] ⇒全員入室

⑤ 4年生：[申込み10人（累計72人）／定員70人] ⇒4年生の区分で定員を超えるので、

児童クラブ入室基準表（P7参照）により評点し、4年生のうち8人入室・2人保留を選考

⑥、⑦ 5・6年生：[申込み計8人（5年生：5人 6年生：3人）（累計80人）／定員70人]

⇒4年生までで定員数を超えているため、選考の優先順位により8人全員保留

入室選考のイメージ図

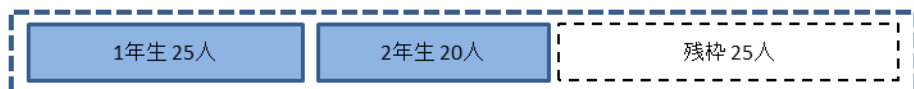
① 1年生選考 25人 残枠:45人

定員:70人



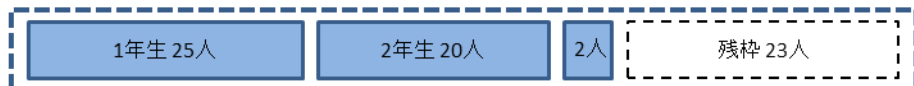
② 2年生選考 20人(累計 45人) 残枠:25人

定員:70人



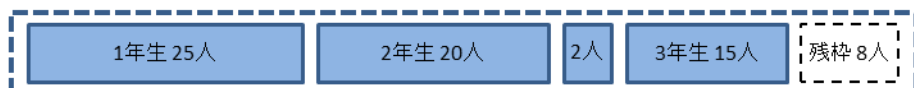
③ 心身の障がい等のある3年生～6年生 2人(累計 47人) 残枠:23人

定員:70人



④ 3年生選考 15人(累計 62人) 残枠:8人

定員:70人



⑤ 4年生選考 10人(累計 72人) 残枠:0人 保留:2人

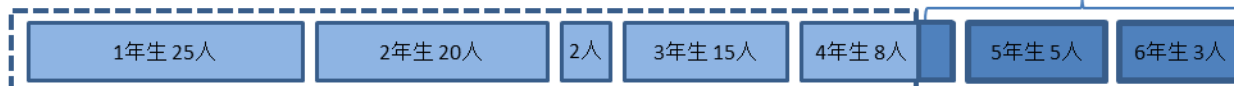
定員:70人



⑥、⑦ 5・6年生選考 計8人(累計 80人) 残枠:0人 保留:計10人

定員:70人

計10人保留



4 第2児童クラブについて

申込人数が定員を大幅に上回り、令和3年度（2021年度）の入室保留児童への対応が必要であると見込まれる児童クラブにおいては、特設の「第2児童クラブ」を実施予定です。ただし、申込人数により対応が必要ない場合は、実施しないこともあります。

(1) 第2児童クラブの概要

- ア 開室日、保育時間、保育料（減免制度を含む）…常設児童クラブと同様
- イ 運営者…公益社団法人草加市シルバー人材センター（電話 928-9211）を予定
- ウ 入室対象者
 - ・ 対象の児童クラブで入室保留となった児童
 - ・ きょうだいで申込みをして、入室保留となり第2児童クラブへ入室する（入室を希望する）きょうだいがいる児童のうち、第2児童クラブへの入室を希望する児童
- エ 実施期間…令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日まで（1年間）

(2) 実施場所（予定）

No.	対象児童クラブ	建物種別等	所在地	電話
1	住吉児童館児童クラブ	貸店舗 ※	中央 2-2-12	080-7297-5370
	高砂児童クラブ			
2	栄児童クラブ	貸テナント（エスタシオン草加松原2階）	栄町 3-4-11	080-3426-2139
3	西町児童クラブ	貸店舗	氷川町 930-3	080-3426-2647
4	花栗南児童クラブ	花栗南小学校 北校舎 1階 2教室	花栗 4-3-1	080-3426-1936
5	氷川児童クラブ	氷川小学校 1階 1教室	氷川町 448	070-1535-8728
6	谷塚児童クラブ	貸店舗（豊田ビル2階）	谷塚町 549-1	080-3426-0585
7	青柳児童クラブ	青柳小学校 1階 1教室	青柳 3-17-1	080-3641-5866
8	稲荷児童クラブ	稲荷小学校 1階 1教室	稲荷 5-11-1	080-3641-5890
9	川柳児童クラブ	貸テナント（草加こだま会レントこだま）	青柳 7-6-21	070-1536-8035
10	新田児童クラブ	新田小学校南校舎 2階 1教室	旭町 6-12-11	070-1536-5692
11	清門児童クラブ	一戸建て住宅	清門 3-62-8	070-1535-4459
12	瀬崎児童クラブ	瀬崎小学校 プレハブ校舎 1階 1教室	瀬崎 2-32-1	070-1531-6334
13	長栄児童クラブ	一戸建て住宅	長栄 2-10-9	080-3426-0862
14	新里児童クラブ	一戸建て住宅	新里町 747-1	070-1529-6725
15	八幡児童クラブ	八幡小学校 西校舎 1階 1教室	八幡町 65	070-1536-7712
16	八幡北児童クラブ	八幡北小学校 1階 1教室	八幡町 1148	080-9650-2615
17	両新田児童クラブ	両新田小学校 1階 1教室	両新田西町 55	090-9140-9953

※ 草加小と高砂小の合同児童クラブになります。

注 学校のある平日のお問い合わせ時間は、午後2時30分から午後6時までとなっております。左記の時間外に御用の方は、運営者にお問い合わせください。

(3) 注意事項

- ・ 常設の児童クラブが入室保留となった場合、第2児童クラブを利用せず常設の児童クラブに空きが出るのをお待ちいただくことは可能です。ただし、第2児童クラブは、常設の児童クラブで入室保留となる方を対象とした取組ですので、入室保留となる方については、可能な限りご利用をいただくようお願いします。
 なお、常設児童クラブに空きが出た場合には、第2児童クラブの利用の有無にかかわらず、選考による優先順に常設児童クラブへの入室をご案内します。
- ・ きょうだいでのお申込みの際、入室保留となり第2児童クラブへの入室を希望するきょうだいがいる場合、他のきょうだいも第2児童クラブへの入室を希望することができます。ただし、第2児童クラブは高学年児童が中心となるため、低学年児童の第2児童クラブへの入室希望については、ご家庭で十分ご相談の上ご判断ください。

別表(第3条関係)

草 加 市 児 童 ク ラ ブ 入 室 基 準 表

標準指数

母親及び父親の就労等の状況（父母ともに不存在で児童の保護者が65歳以上の世帯は「9 不存在」として評価）
・該当するものを1つを選択

	区分	内容	父	母
1		帰宅時間が、午後6時30分以降	40	40
		帰宅時間が、午後6時から午後6時30分前まで	39	39
		帰宅時間が、午後5時30分から午後6時前まで	38	38
		帰宅時間が、午後5時から午後5時30分前まで	37	37
	就 労	帰宅時間が、午後4時30分から午後5時前まで	36	36
		帰宅時間が、午後4時から午後4時30分前まで	35	35
		帰宅時間が、午後3時30分から午後4時前まで	32	32
		帰宅時間が、午後3時から午後3時30分前まで	31	31
		単身赴任により長期不在となるもの	40	40
		不規則勤務で月24時間以上の拘束時間	40	40
2		不規則勤務で月207時間以上224時間未満の拘束時間	39	39
	就労(夜間・日中勤務の混在する不規則勤務)	不規則勤務で月190時間以上207時間未満の拘束時間	38	38
		不規則勤務で月172時間以上190時間未満の拘束時間	37	37
		不規則勤務で月155時間以上172時間未満の拘束時間	36	36
		不規則勤務で月138時間以上155時間未満の拘束時間	35	35
		不規則勤務で月121時間以上138時間未満の拘束時間	32	32
		不規則勤務で月121時間未満の拘束時間	31	31
		出 産（出産前後2ヶ月）	35	35
		育 児（産後12ヶ月以内）	30	30
		疾病等による入院療養	40	40
3	入院	病臥を常態とする	40	40
		精神疾患(精神障害者保健福祉手帳1、2級)	40	40
	居宅	上記以外の精神疾患	37	37
4	疾病	一般療養	30	30
5	障がい	身体障害者手帳1、2級、療育手帳(A、A及びこれに準ずるもの	40	40
		身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、C及びこれに準ずるもの	31	31
6	看護(介護)	入院付き添いを常態とする	40	40
		上記以外で、常時介護を要する	35	35
7	災 害	火災などによる家屋の損傷その他災害復旧のため保育が必要	40	40
8	通 学	大学、専門学校等(趣味、カルチャースクールによるものを除く)への通学によるもの（指数は、「1 就労」に準ずる。）		
9	不存在	死亡、離婚、行方不明、拘禁等で不存在となるもの	40	40
10	書類不備	正当な理由なく、保育を必要とすることを証明する書類が未提出の場合	0	0

調整指数

世帯、児童、就労等で加味すべき状況
・該当するものがあれば指数を加点又は減点(複数該当あり)

区分	内容	父	母
世帯	父又は母が不存在で父子又は母子のみの世帯		12
	父又は母が不存在で父子又は母子のみの世帯(同居人あり※)		4
	父母いずれも不存在で児童の保護者が65歳以上の世帯		12
	申込児童と同居する者に、身体障害者手帳1級、2級、療育手帳(A、A、B、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者、要介護度3以上の者、支援学級・学校に通学している者、18歳未満で障がい、発達を支援する行政サービス(放課後児童デイサービス、生活サポート等の在宅福祉サービス)を利用している者がいる場合(申込み児童を除く)		6
	申込児童が身体障害者手帳又は療育手帳を所持している場合		12
	申込児童が特別支援学級に通学している場合 その他これに類すると認められる場合		8
内職	内職に従事している	-4	-4
就労予定	就労先が内定している場合	-4	-4
	就労先が未定の場合	-10	-10
就労状況	就労時間が、7時間以上8時間未満	-2	-2
	就労時間が、6時間以上7時間未満	-4	-4
	月平均18日以上20日未満の就労	-2	-2
	月平均18日未満の就労	-4	-4
	延長保育の利用が必要と認められる世帯		4
利用状況	在室児で、直近2か月間の利用日数が月平均8日未満の場合	-4	
保育料	在室児及び退室児に2か月以上滞納している保育料がある世帯	-20	
同居人の書類不備	18歳以上64歳以下の児童と同居する者の保育を必要とすることを証明する書類が未提出の場合(一人当たり)	-5	
その他	上記の他、調整が必要と認められるもの		

※ 児童の保育に携われる同居人がいる場合(18歳以上64歳以下の保育を必要とすることを証明する書類提出者)。

標準指数+調整指数
＝総合指数となります。

◎ 入室指数が同点の場合の優先順位

- 1位 父子若しくは母子のみの世帯又は父母いずれも不存
在で児童の保護者が65歳以上の世帯
- 2位 生活保護を受給している世帯
- 3位 延長保育を利用している世帯
- 4位 標準指数が高い世帯
- 5位 保護者が就労又は技能取得等により通学している世帯
- 6位 保護者の月の就労時間が長い